

第20回定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時 2026年10月29日(木曜日)
午前10時30分(配信開始:午前10時)

開催方法 場所の定めのない株主総会
 (バーチャルオンリー株主総会)
※ご来場いただく会場はございません

議案 第1号議案
 取締役(監査等委員であるものを除く。)
 4名選任の件

 第2号議案
 監査等委員である取締役4名選任の件

 第3号議案
 監査等委員である取締役の報酬額改定の件



証券コード 7110
2026年10月14日
(電子提供措置の開始日 2026年10月7日)

株 主 各 位

東京都国立市中一丁目1番地52
株式会社クラシコム
代表取締役社長 青木 耕平

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://kurashi.com/ir/library/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「クラシコム」又は「コード」に当社証券コード「7110」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年10月28日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月29日（木曜日）午前10時30分（配信開始：午前10時）
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）
※ご来場いただく会場はございません。
※ご出席方法は、後記の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
4. その他招集にあたっての決定事項
 - (1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 - (2) 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。
当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2026年10月30日（金曜日）午前10時30分より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。
その場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://kurashi.com/ir>) でお知らせしますので、後記の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従ってお手続きの上、本株主総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎当日インターネット経由でご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をお手元にご用意くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
 - ◎会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が施行されたことに伴い、株主総会資料を当社ウェブサイト等に掲載して提供しております。電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類をご送付しております。
 - ◎書面交付請求された株主様には、電子提供措置事項記載書面をご送付しております。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2026年10月28日（水曜日）
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年10月28日（水曜日）
午後6時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2026年10月28日（水曜日）
午後6時00分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2026年10月29日（木曜日）
午前10時30分
（配信開始 午前10時）

後記「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照の上、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット等（「スマート行使」を含む。）と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

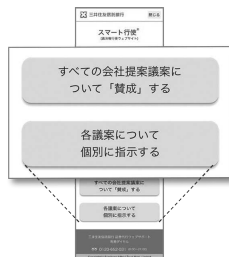
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

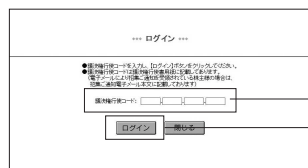
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

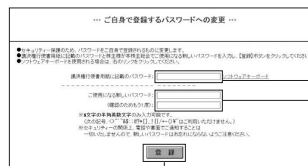
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

ご出席いただくために必要となるウェブサイトURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は以下のとおりご案内申し上げます。

株主総会当日に当社指定のウェブサイト (<https://web.sharely.app/login/kurashicom20>) からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議のご提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

1 配信日時

2026年10月29日（木曜日）午前10時から

※ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト (<https://kurashi.com/ir>) において、あらためて日程等をご案内いたします。

2 アクセス方法

＜接続先URL＞<https://web.sharely.app/login/kurashicom20>

＜必要事項＞ 株主番号、郵便番号、保有株式数



- ① 上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従ってご入力いただきログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※本株主総会に対応している言語は、日本語のみとなります。

※ご不明点に関しては、以下FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.app/faq>

3 当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

前項のSharelyプラットフォームにログイン後、議長の指示に従って以下のとおりご対応ください。

(1) 議決権行使方法

画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

※事前に書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が当日ご出席された場合は以下、①又は②のとおり対応いたします。①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

(2) 質問方法

画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問は1問につき150文字までとさせていただきます。

(3) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

4 事前の意見、質問の提出方法

<接続先URL>https://web.sharely.app/e/kurashicom20/pre_question

<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数



- ① 上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、事前質問受付画面にアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 接続されましたら、**議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」**を、画面表示に従ってご入力いただきログインしてください。

事前質問受付画面より本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご意見・ご質問等は、1投稿につき文字数は上限150文字までとさせていただきます。

<事前質問受付期限>

2026年10月23日（金曜日）午後6時まで

※事前質問は本招集ご通知到着時より受付いたします。

※株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご回答申しあげる予定です。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。

5 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先」までお問い合わせください。

<代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先>

example@kurashicom.jp

<代理人に関する書類のご提出先>

〒186-0004 東京都国立市中1-1-52 nonowa国立SOUTH 3F

株式会社クラシコム 株主総会運営事務局 宛

<ご提出期限>

2026年10月23日（金曜日）午後6時必着

※提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

インターネットを使用することに支障のある株主様の利益確保の配慮についての方針

インターネットの使用に支障のある株主様は、書面(郵送)により事前に議決権を行使くださいますよう、何卒、お願い申し上げます。

注意事項

1. 書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使の上、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。
2. 事前質問受付サイトから動議のご提出はできません。
3. 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
4. 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
5. ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
6. 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
7. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.app/faq>

【当日のログイン方法、操作方法等に関するお問い合わせ先】

お問い合わせ先：Sharely株式会社

03-6683-7661

(受付日時：2026年10月29日（木曜日）午前9時30分～株主総会終了まで)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位、担当
1	青木 耕平	再任	代表取締役社長
2	佐藤 友子	再任	取締役副社長D2C事業部部长
3	山口 揚平	再任	取締役CFOコーポレートプラットフォーム部部长
4	倉貫 義人	再任	取締役CTO

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
------------	---------------	--------------------	-----------------------

1

再 任

あおき こうへい
青木 耕平
(1972年8月8日生)

2002 年 9 月 (株)ジャパンエレベーターサービス (現ジャパ
ンエレベーターサービスホールディングス
(株)) 入社
2005 年 11 月 (株)日本リフツエンジニアリング入社
2006 年 2 月 エレベーターコミュニケーションズ(株)共同創
業者兼取締役
2006 年 9 月 当社設立代表取締役社長 (現任)
2023 年 3 月 (株)ミラティブ取締役 (現任)

4,047,000株

【取締役候補者とした理由】

2006年に当社の代表取締役に就任して以降、高い戦略性と強いリーダーシップをもって経営の指揮を執ってまいりました。その豊富な経験・見識により当社全体の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

2

再 任

さとう ともこ
佐藤 友子
(1975年12月31日生)

2006 年 9 月 当社取締役
2020 年 11 月 当社取締役ECメディア部部長
2026 年 8 月 当社取締役副社長D2C事業部部長 (現任)

885,000株

【取締役候補者とした理由】

2006年に当社の取締役に就任して以降、当社の事業拡大と業績成長の中心的役割を担っており、豊富な経験・実績・見識を活かすことにより、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
------------	---------------	--------------------	-----------------------

3

再 任

やまぐち ようへい
山口 揚平
(1981年4月3日生)

2004年 4 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2011年12月 日産ライトトラック(株)（現(株)日産オートモーティブテクノロジー）入社
2015年 1 月 山口揚平公認会計士事務所設立
所長（現任）
2015年 5 月 BASE(株)監査役
2018年 7 月 当社監査役
2020年10月 当社取締役（監査等委員）
2022年10月 当社取締役CFOコーポレートプラットフォーム
部部长（現任）

2,000株

【取締役候補者とした理由】

公認会計士、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、就任以来、財務面から当社の持続的成長と企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

4

再 任

くらぬき よしひと
倉貫 義人
(1974年5月1日生)

1993年 4 月 (株)東洋情報システム(現TIS(株))入社
2011年 7 月 (株)ソニックガーデン設立 代表取締役（現任）
2012年 7 月 (株)イシュラン設立 取締役（現任）
2018年 7 月 当社社外取締役
2023年10月 当社取締役CTO（現任）

0株

【取締役候補者とした理由】

経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、就任以来、IT技術面から当社の持続的成長と企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 倉貫義人氏が代表取締役を兼任しております株式会社ソニックガーデンは、当社グループのシステム開発や保守・運用の業務委託先であります。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 青木耕平氏及び佐藤友子氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。各候補者が再任された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化のため1名を増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位、担当
1	市川 祐子	再 任	取締役（監査等委員）
2	寺田 有美子	再 任	取締役（監査等委員）
3	和田 洋一	再 任	取締役（監査等委員）
4	佐藤 純一	新 任	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	いちかわ ゆうこ 市川 祐子 (1970年12月26日生)	1993 年 4 月 日本電気(株)入社 2002 年 11月 NECエレクトロニクス(株) (現ルネサスエレクトロニクス(株)) 転籍 2005 年 10月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) 入社 2016 年 6 月 同社IR部長 2018 年 3 月 アライドアーキテクツ(株)取締役 2019 年 5 月 マーケットリバー(株)設立 代表取締役 (現任) 2019 年 6 月 (株)Stroly取締役 (現任) 2020 年 3 月 アライドアーキテクツ(株) 取締役 (監査等委員) 2020 年 10月 ユアマイスター(株)監査役 (現任) 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2021 年 6 月 旭ダイヤモンド工業(株)取締役 (現任) 2024 年 6 月 (株)ウィルグループ取締役 (現任)	200株

再 任

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

上場企業のIR責任者を務めるなど、高度なIRに関する専門知識に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、IRや株主との対話に関する助言などを通じて投資家など社外のステークホルダーの視点から監督機能を発揮することにより、当社取締役会の意思決定の客観性確保につながると考え、社外取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
------------	---------------	--------------------	-----------------------

2

てらだ ゆみこ
寺田 有美子
(1977年5月1日生)

再 任

2005年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）
 弁護士法人大阪パブリック法律事務所入所
 2010年 4 月 弁護士法人あすなろパートナー
 2013年10月 独立「アーカス総合法律事務所」パートナー
 （現任）
 2015年 5 月 NPO法人フィンランド式人材育成研究所理事
 2017年 9 月 (株)スマートバリュー取締役
 2020年 9 月 同社指名委員、報酬委員
 (株)Osaka World Studio代表取締役（現任）
 2020年12月 神戸大学客員教授（現任）
 2021年 3 月 (株)Stroly監査役（現任）
 2022年 3 月 (株)フジ医療器取締役（監査等委員）
 2022年 3 月 セグエグループ(株)取締役（監査等委員）（現任）
 2022年 6 月 (株)ロスゼロ監査役（現任）
 2022年10月 当社取締役（監査等委員）（現任）

0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

弁護士としての経験・見識を豊富に有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると考え、社外取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
------------	---------------	--------------------	-----------------------

3	わだ よういち 和田 洋一 (1959年5月28日生)	1984 年 4 月 野村證券(株)入社	7,000株
		2000 年 4 月 (株)スクウェア入社	
		2001 年12月 同社代表取締役CEO	
		2003 年 4 月 (株)スクウェア・エニックス (現(株)スクウェア・エニックス・ホールディングス) 代表取締役社長	
		2016 年 8 月 ワンダープラネット(株)取締役 (現任)	
		2018 年 3 月 (株)マイネット取締役 (現任)	
		2021 年 9 月 (株)夢真ビーネックスグループ (現(株)オープンアップグループ) 取締役 (現任)	
再 任		2022 年 6 月 カバー(株)取締役(現任)	
		2024 年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

長年の企業経営者として経営に関する豊富な経験及び見識を有しております。この経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の客観性を確保する観点から当社の経営全般への助言及び監督の遂行が期待できると考え、社外取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
4	さとう じゅんいち 佐藤 純一 (1968年12月6日生)	1993 年 4 月 東芝CAEシステムズ(株) (現(株)東芝) 入社 1998 年 12 月 (株)イーシー・ワン (現ULSコンサルティング (株)) 入社 2004 年 8 月 (株)トラストコンベクション設立代表取締役 2012 年 8 月 同社と(株)カヤックが経営統合することに伴 い、移籍 2012 年 8 月 (株)カヤックグループ戦略担当執行役員 (現 任) 2017 年 5 月 稲村ガ崎三丁目不動産(株) (現鎌倉R不動産(株)) 取締役 (現任) 2022 年 3 月 特定非営利活動法人Reach Alternatives理事 (現任) 2024 年 2 月 英治出版(株)取締役 (現任) 2026 年 8 月 (株)ブレインサービス取締役 (現任)	0株

新任

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

長年にわたりIT・コンサルティング分野を中心に企業経営及び事業戦略に関する豊富な経験及び見識を有しております。この経験及び見識を活かし、当社の経営全般への助言及び取締役会の意思決定に対する監督の遂行が期待できると考え、社外取締役候補者いたしました。

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 市川祐子氏、寺田有美子氏、和田洋一氏及び佐藤純一氏は社外取締役候補者であります。
 - 当社は、市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、佐藤純一氏の選任が承認された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。各氏が再任された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。また、佐藤純一氏の選任が承認された場合は、同氏との間においても同様の補償契約を締結する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、佐藤純一氏は、独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は独立役員として東京証券取引所へ届け出る予定であります。
7. 社外取締役候補者であります市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、市川祐子氏は6年、寺田有美子氏は4年、和田洋一氏は2年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2021年10月28日開催の第15回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員である取締役の役割や責務が増大していることや、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の職責を踏まえて合理的な範囲で報酬枠を増額するものであり、その内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、本議案に係る報酬の支給対象となる監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）となります。

以 上

ご参考

取締役のスキルマトリクス（本総会において各候補者が選任された場合）

属性					スキル（専門性、経験、知見等）									
氏名	役位	社外	独立役員	性別	企業経営	事業戦略	マーケティング	テクノロジー（IT・セキュリティ）	グローバル	財務・会計	組織・人事	ESG・サステナビリティ	法務・リスク管理	
青木 耕平	代表取締役社長			男	●	●	●	●		●	●			
佐藤 友子	取締役副社長			女	●	●	●				●			
山口 揚平	取締役CFO			男						●		●	●	
倉貫 義人	取締役CTO			男	●	●		●			●			
市川 祐子	取締役 (監査等委員)	●	●	女	●					●		●		
寺田 有美子	取締役 (監査等委員)	●	●	女	●				●			●	●	
和田 洋一	取締役 (監査等委員)	●	●	男	●	●		●	●	●	●			
佐藤 純一	取締役 (監査等委員)	●	●	男	●	●	●	●				●		

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「フィットする暮らし、つくろう」というミッションを掲げ、当社グループが提案する世界観（ライフカルチャー）に共感する人たちのWell-beingを実現することに貢献します。Well-beingに欠かせない要件の一つが「自分の生き方を自分らしいと感じ、満足できること」＝「フィットする暮らし」だと考え、事業活動を通じて多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献し、Well-beingな人が大勢いる「心地よい社会」の実現の一助になることを目指しています。

当社の運営する「北欧、暮らしの道具店」は、2007年にヴィンテージの北欧食器等を扱うECサイトとして始めました。北欧に関係するものが占める割合は小さくなりましたが、販売する商品だけでなく、ユーザーとのつながりをつくり、深めるために提供しているコンテンツについても、すべて「暮らしを自分らしく、美しいものにすること」、「日常のささやかな幸せを大事にすること」といった、当社が強く共感した北欧カルチャーの本質に根ざしてつくられております。

このような世界観（ライフカルチャー）によってユーザーとつながり、関係を深めることを土台として事業展開を行っていることが特徴であり強みとなっているため、当社グループの活動をライフカルチャープラットフォーム事業と表現しております。連結子会社である株式会社foufouも同様の特徴を持っておりますが、投資判断に資する適切な情報を開示する観点からセグメントは区分し、「北欧、暮らしの道具店」、「foufou」という2つの報告セグメントで開示しております。

① 「北欧、暮らしの道具店」セグメント

「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、商品、記事、動画などさまざまなコンテンツを提供することによって、多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献しております。売上を獲得するビジネスラインとしては「D2C」「ブランドインテグレーション」の2つを有しております。

D2Cでは、暮らしにフィットする商品を販売しており、当セグメントの収益の大半を生み出しているのはこのD2Cであります。ユーザーとの間にはECモールやECプラットフォームが介在しておらず、自社サイトを通じて直接商品を提供しております。このように、ユーザーと直接接点を持ち、直接商品を提供することで関係性を築いている状態であることから、「D2C (Direct to Consumer)」と表現しております。

取扱商品は、アパレル、キッチン、インテリア雑貨が主力であり、自社企画のオリジナル商品(※)が売上高の約57%を占めております。現在は、北欧関連商品の割合は少なくなっているものの、「北欧」の価値観に影響を受けて始めた事業であり、今もその精神は受け継がれていることから、サイト名に「北欧」を冠しております。

(※) オリジナル商品：オリジナルブランド「KURASHI&Trips」「NORMALLY」の商品

ブランドインテグレーションは、「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業です。ナショナルブランドを中心に、多くのブランドを継続的に支援しております。

主な取り組みとしては、クライアントのブランドや商品を「北欧、暮らしの道具店」サイト上で、当社の読み物の一つとして掲載する「BRAND NOTE」があります。当社のスタッフ等が実際にブランドの商品を暮らしに取り入れている様子などを紹介するコンテンツを作成しております。その他に、動画コンテンツとしてブランドを紹介する「BRAND MOVIE」や、D2Cの商品発送時に、クライアントの商品を同梱する「BRAND GIFT」などの取り組みを行っております。

また最近では、商品を協働して企画開発する長期プロジェクトやイベントプロデュースなどクライアントの要望に応えるなかで新しい取り組みも増えてきております。このような従来の「北欧、暮らしの道具店」サイトを活用したソリューション以外にも挑戦を続けており、これからさまざまな形でクライアントの支援をすることで当ドメインの幅も広がっていくと考えております。

②「foufou」セグメント

2016年にデザイナーのマール・コウサカ氏が設立したファッションD2Cブランド「foufou」を展開するセグメントであり、株式会社foufouが運営を行っております。自社サイトを通じて直接商品を提供・販売するとともに、2026年7月期は各地でのポップアップショップにも精力的に取り組みました。「健康的な消費のために」というブランドコンセプトを掲げ、「foufou」の世界観を表現するコンテンツをSNSで発信して、ユーザーのエンゲージメントを最大化し、購入につなげ、リピーター化する特徴を持つファッションブランドであり、洋服だけでなく、時計や革製品などのファッション雑貨も取り扱っております。

当連結会計年度は、消費者物価指数において食料価格は依然として前年を上回る水準での推移が続いており、2025年11月以降落ち着きを見せていたエネルギー価格も2026年7月には前年同月比でプラスに転じています。その結果として総合の前年同月比は増加が続いておりますが、2026年1月以降の上昇幅は1%台で推移しており、物価上昇の勢いは落ち着いてきております。実質賃金については、名目賃金の伸びの継続と物価上昇幅の縮小が相まって改善が進み、前年同月比での増加が定着し上昇基調で推移しております。世界経済の不透明さによる不確実性はあるものの、家計の購買力は回復の方向に向かいつつあると判断しておりますが、家計調査によると、二人以上の世帯の実質消費支出は前年同月比での減少が続いており、実質賃金の改善が直ちに消費行動に波及するには至っておりません。当社グループの取扱商品に近いカテゴリである「家具・家事用品」については、前年同月比でマイナスの月がありますがトレンドとしては増加傾向が続いており、底堅い動きが見られます。「被服及び履物」については、前年同月比でプラスに転じる月があるものの、全体としては減少傾向であり、厳しい状況が続いております。このように国内消費環境は改善の兆しはあるものの全体として力強さを欠いており、また為替相場の見通しも引き続き難しく、経済の先行きについては不透明な状況が続いていると捉えております。なお、中東情勢による足元の業績影響は軽微であります。

このような経済環境のなか「北欧、暮らしの道具店」は、昨年に引き続き新商品を積極的に展開するとともに、新しい商品カテゴリの開発にも継続的に取り組んでおります。また、新規顧客の獲得などを目的にしたマーケティング投資の拡大に取り組んでおりますが、投資対効果に関する規律を守りながら広告運用しており、結果としてエンゲージメントアカウント数や新規会員数を大きく伸ばすことができました。

以上の理由から、当連結会計年度における売上高は10,346,348千円（前年同期比21.9%増）、売上総利益は4,648,653千円（前年同期比21.9%増）、EBITDA（※）は1,600,664千円（前年同期比37.6%増）、営業利益は1,530,517千円（前年同期比40.3%増）、経常利益は1,563,329千円（前年同期比40.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は

1,035,653千円（前年同期比44.6%増）となりました。
（※）EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却額

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。
（北欧、暮らしの道具店）

「北欧、暮らしの道具店」は、ヴィンテージ市場で高い人気を誇るARABIA Pomonaシリーズ初の復刻として、プレート、マグ等の計12アイテムを世界に先駆けて販売を開始しました。日本国内では当社限定での取り扱いとなっております。北欧ヴィンテージの取り扱いからスタートした当社事業の原点回帰ともいえるコラボはお客様から大好評を博しています。また、コスメカテゴリーでは、スキンケアシリーズにオリジナルの保湿クリームが新登場し、「北欧、暮らしの道具店」商品売上の約5%を占めるコスメカテゴリーはさらなる売上伸長を続けています。

また、アプリダウンロード数は好調で3四半期連続で四半期での過去最高を更新しております。外部の代理店への業務委託が中心だった広告のインハウス化（内製化）を進めたことで代理店への業務委託手数料を圧縮でき、その分を広告に投じることで効率が向上しました。加えて、インハウス広告においては、当社スタッフが動画を含め全ての広告素材を制作する体制であるため、インハウス割合の増加により、当店の世界観を理解した当社スタッフが制作した一貫性のある広告配信の割合が増え、広告精度が向上しました。さらに、オリジナルドラマ『ひとりごとエプロン』が、国内でFOD、Prime Video、U-NEXTなどの定額制動画配信サービスでの見放題配信がスタートし、韓国ではテレビ放送及びデジタル配信が開始され好評を博しています。このような動画配信サービスなども新しいエンゲージメントチャンネルとなりコンテンツによるユーザーとの接点の拡大に繋がっていくと期待しております。これらの取り組みやエンゲージメントチャンネルへの継続投資によって、MC²（マルチカテゴリー・マルチチャンネル）戦略を推進し、売上の先行指標であるエンゲージメントアカウント数は順調に増加、公式スマートフォンアプリ（iOS/Android）は、当期末日現在、累計約652万ダウンロードとなりました。当連結会計年度におけるアプリ経由の注文数は既に「北欧、暮らしの道具店」全体の約76%を占めております。

以上の結果、当連結会計年度における「北欧、暮らしの道具店」セグメントの売上高は10,010,249千円（前年同期比21.1%増）、EBITDAは1,593,932千円（前年同期比35.2%増）となりました。

（foufou）

「foufou」は、2025年11月1日より千駄ヶ谷に大型の旗艦店を正式にオープンし、第2四半期から売上に寄与しています。また、主力のオンラインストアにおいても、足元の需要

予測に基づく攻めの在庫準備が可能な体制が整い、Instagramフォロワー数も継続的に伸長する等、グループジョイン以降進めてきたMD改革とマーケティングが奏功し、順調に成長しています。

以上の結果、当連結会計年度における「foufou」セグメントの売上高は382,732千円（前年同期比68.0%増）、EBITDAは7,213千円（前年同期は15,568千円のマイナス）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産への投資を含む）の総額は6,086千円であり、セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度中は重要な設備の除却、売却等はありません。

① 北欧、暮らしの道具店

当連結会計年度の主な設備投資は、PCの購入1,432千円等の投資を実施いたしました。

② foufou

当連結会計年度の設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 提供するコンテンツ、商品などの強化

当社グループは、「北欧、暮らしの道具店」や「foufou」に来店していただいたユーザーに、良質なコンテンツや商品を提供することを通して収益機会を得ております。お客様の本質的なニーズを捉えながら、提供するコンテンツの品質を高めるとともに映像・音声コンテンツなど幅を広げる取り組みも継続しております。商品についても、オリジナル商品の開発や著名ブランドとのコラボ、限定品企画などに挑戦し、これからも魅力的な商品を戦略的に揃えてまいります。商品とそれにまつわるユーザー体験をはじめとした提供する全てのコンテンツを通して、多くの人のフィットする暮らしづくりに貢献できるよう努めてまいります。

② 集客方法の強化と購入者数の拡大

当社グループは、各種SNS、メルマガ、アプリといったさまざまな導線をつくり、それを活用することで効率的な集客を実現しております。既存チャンネルにおいて使用する広告素材（クリエイティブ）の改善などによる効率化をさらに進めるとともに、消費者の行動変化を見通しながら新たなチャネルの開発にも取り組むことで、集客力の強化と効率性の維持に努めてまいります。また、広告など資金を活用したマーケティング活動も成長戦略の重要な一つとして強化しております。より多くの方に認知を広げ新たな購買動機を提供することで購入者数が増えれば、より安定した成長につながると考えております。

③ 有能な人材確保

ミッションを実現し、今後の健やかな成長を目指す上で、有能な人材の獲得が重要であると考えております。当社グループのミッションなど経営方針に共感し、今後の事業に必要な能力や求める資質を有する人材を惹きつけられるようにさまざまな情報発信を行いながら、外部ノウハウの活用にも積極的に取り組み、採用活動を強化することで中長期での企業価値向上に必要な適切な人材リソースの確保に努めてまいります。また、社員に限らず外部パートナーとの協働も推進し、社内外を問わない安定的なリソース基盤の構築を図ってまいります。

④ ステークホルダーの期待に応えるコーポレート・ガバナンスの実現

事業の継続的な発展を実現させるためには各方面のステークホルダーの期待に応えられるよう、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であると認識しております。そのために、常にミッション及びマニフェストを念頭に置きながら経営状況を捉え、ステークホルダーとの対話の機会を通じて、自らのガバナンス上の課題の有無を十分に把握した上で、適切に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期 2023年7月期	第18期 2024年7月期	第19期 2025年7月期	第20期 (当連結会計年度) 2026年7月期
売上高	— 千円	7,012,802 千円	8,490,727 千円	10,346,348 千円
経常利益	— 千円	1,150,762 千円	1,111,521 千円	1,563,329 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	— 千円	785,757 千円	716,164 千円	1,035,653 千円
1株当たり当期純利益	— 円	106.61 円	97.17 円	140.52 円
総資産	— 千円	5,596,789 千円	5,317,636 千円	7,170,086 千円
純資産	— 千円	4,726,844 千円	6,296,980 千円	5,999,573 千円

(注) 第18期より連結計算書類を作成しておりますので、第17期の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期 2023年7月期	第18期 2024年7月期	第19期 2025年7月期	第20期 (当事業年度) 2026年7月期
売上高	6,060,836 千円	6,677,448 千円	8,269,466 千円	10,010,249 千円
経常利益	968,145 千円	1,134,473 千円	1,150,937 千円	1,580,158 千円
当期純利益	695,339 千円	782,413 千円	763,198 千円	1,090,088 千円
1株当たり当期純利益	94.81 円	106.16 円	103.55 円	147.90 円
総資産	5,020,119 千円	5,554,198 千円	6,300,155 千円	7,246,195 千円
純資産	4,277,592 千円	4,728,340 千円	5,366,166 千円	6,102,538 千円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社foufou	8,000千円	100%	アパレル企画販売

(7) 主要な事業内容

事業	内容
北欧、暮らしの道具店	「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、商品、記事、動画など様々なコンテンツを提供することによって、多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献しており、「D2C」「ブランドインテグレーション」という2つの事業を展開しております。
	① D2Cでは、暮らしにフィットする商品を販売しております。取扱商品は、アパレル、キッチン、インテリア雑貨が主力であり、自社企画のオリジナル商品が売上の約半分を占めております。また、「北欧、暮らしの道具店」のライフカルチャーを表現する記事や動画等のコンテンツを、自社サイトやSNS等の多様なチャネルから配信するコンテンツパブリッシャーとしての側面も有しております。
	②ブランドインテグレーションは、「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業です。ナショナルブランドを中心に、多くのブランドを継続的に支援しております。
foufou	2016年にデザイナーのマール・コウサカ氏が設立したファッションD2Cブランド「foufou」を展開しております。「健康的な消費のために」というブランドコンセプトを掲げ、「foufou」の世界観を表現するコンテンツをSNSで発信して、ユーザーのエンゲージメントを最大化し、購入につなげ、リピーター化する特徴を持つファッションブランドであり、洋服だけでなく、時計や革製品などのファッション雑貨も取り扱っております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
当社本社	東京都国立市
株式会社foufou	東京都国立市

(9) 従業員の状況（2026年7月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
北欧、暮らしの道具店	97 (2) 名
foufou	6 (15) 名
合計	103 (17) 名

(注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、産休等を含んでおります。

2. 従業員数欄の（外書）は臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）の年間平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
97名	3名増	37.4歳	6.4年

(注) 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、産休等を含んでおります。臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2026年7月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	63,347 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,880,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,370,400株（自己株式98株を含む。）
- (3) 株主数 2,488名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
青木 耕平	4,047,000 株	54.91 %
佐藤 友子	885,000 株	12.01 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	570,900 株	7.75 %
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	344,000 株	4.67 %
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	239,600 株	3.25 %
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	163,000 株	2.21 %
株式会社SBI証券	77,159 株	1.05 %
深井 大	70,000 株	0.95 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	49,200 株	0.67 %
MSIP CLIENT SECURITIES	45,700 株	0.62 %

（注） 1. 持株比率は自己株式を除いて計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 2023年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2023年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数		株券等 保有割合	
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目8番2号	384,700	株	5.22	%

3. 2025年4月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社ヴァレックス・パートナーズが2025年4月4日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数		株券等 保有割合	
株式会社ヴァレックス・パートナーズ	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目6番17号	709,300	株	9.62	%

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2025年8月18日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社ソニックガーデンとの資本業務提携契約の締結に伴い、同社に対して第三者割当の方法により第1回新株予約権を発行しております。その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2025年8月18日
新株予約権の数	579個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 57,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,639円
新株予約権の行使期間	自 2035年11月1日 至 2045年8月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,639 資本組入額 819.5
新株予約権の行使の条件	2035年7月期から2037年7月期のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高が20,000百万円を超過した場合であり、かつ、行使の条件が成就した時点において当社と株式会社ソニックガーデンとの間の資本業務提携契約が有効に存続している場合に限り行使することができます。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとしております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青木 耕平	(株)ミラティブ 取締役
取締役副社長	佐藤 友子	ECメディア部部長
取締役CFO	山口 揚平	コーポレートプラットフォーム部部長 山口揚平公認会計士事務所 所長
取締役CTO	倉貫 義人	(株)ソニックガーデン 代表取締役 (株)イシュラン 取締役
取締役 (監査等委員)	市川 祐子	マーケットリバー(株) 代表取締役 (株)Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役 (株)ウィルグループ 取締役
取締役 (監査等委員)	寺田 有美子	アーカス総合法律事務所 パートナー (株)Osaka World Studio 代表取締役 神戸大学客員教授 (株)Stroly 監査役 セグエグループ(株) 取締役（監査等委員） (株)ロスゼロ 監査役
取締役 (監査等委員)	和田 洋一	ワンダープラネット(株) 取締役 (株)マイネット 取締役 (株)オープンアップグループ 取締役 カバール(株) 取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）市川祐子氏は、上場企業のIR責任者を務めるなど、高度なIRに関する専門知識に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員が取締役会以外の重要会議にも出席し情報収集するとともに、監査等委員の職務を補助するため、法務担当や内部監査担当が監査等委員と情報共有・連携を密に取ることなど、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2026年8月1日付の組織変更に伴い、同日付で取締役副社長 佐藤友子氏の担当が、ECメディア部部長から、D2C事業部部長へ変更となっております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役の氏名等」に記載の取締役7名と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

i. 基本報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

前年度までの利益状況等を勘案し、個人ごとの貢献に応じて、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、取締役の個人別の基本報酬金額を決定するものとします。

- ii. 業績連動報酬等がある場合、その業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は採用していないため、当該方針はありません。

- iii. 非金銭報酬等がある場合、その内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は採用していないため、当該方針はありません。

- iv. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針
- 業績連動報酬等及び非金銭報酬等を採用していないため、当該方針はありません。

- v. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬のうち、月額固定報酬は在任期間中毎月定期的に支払う。基本報酬として賞与を支給する場合は、税務上の事前確定届出給与の届出内容に従い支払う。

- ② 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長が基本方針に基づき報酬原案を作成し、指名・報酬委員会からの答申を尊重したうえで決定しています。最終的な個人別の報酬内容は、監査等委員会においても確認され、監査等委員会の同意を得た上で最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2020年10月30日開催の第14回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年10月28日開催の第15回定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長青木耕平に対し、当期の各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬及び賞与額の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も把握しているためであります。代表取締役社長は、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責、業務執行状況などを踏まえ決定いたします。

代表取締役社長による決定が適切に行われるようにするため、代表取締役社長が当該決定を行うにあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得た上で当該答申を尊重して決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬の額は、監査等委員の協議により決定することとしております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （社外取締役を除く。）	92,000	92,000	—	—	4
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	—	—	—	—	—
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	—	—	—	—	—
社外取締役（監査等委員）	18,950	18,950	—	—	3

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
市川 祐子	取締役 (監査等委員)	マーケットリバー(株) 代表取締役 (株)Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役 (株)ウィルグループ 取締役
寺田 有美子	取締役 (監査等委員)	アーカス総合法律事務所 パートナー (株)Osaka World Studio 代表取締役 神戸大学客員教授 (株)Stroly 監査役 セグエグループ(株) 取締役（監査等委員） (株)ロスゼロ 監査役
和田 洋一	取締役 (監査等委員)	ワンダープラネット(株) 社外取締役 (株)マイネット 社外取締役 (株)オープンアップグループ 社外取締役 カバー(株) 社外取締役

(注) 各取締役（監査等委員）の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	取締役会等における発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 市川 祐子	15回／15回 (出席率100%)	14回／14回 (出席率100%)	IR分野に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、投資家などステークホルダーの視点から取締役会等においてガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、多様な観点からのリスク評価や経営方針に関する監督、助言など社外取締役に期待される役割・職務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 寺田 有美子	15回／15回 (出席率100%)	14回／14回 (出席率100%)	弁護士としての豊富な実務経験、豊富な社外取締役や社外監査役等の経験を持ち、これらに基づく高い見識のもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 和田 洋一	15回／15回 (出席率100%)	14回／14回 (出席率100%)	長年の企業経営者として経営に関する豊富な経験及び見識を有しているため、これらの知見に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が700千円あります。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役は、ミッションなどの経営方針に則った価値観に基づく行動を率先垂範し、当社において法令、定款及び企業倫理を遵守する土壌を育みます。
- ② 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
- ③ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。
- ④ 内部監査を通じて定期的に各部門の業務監査を行い、体制の整備・運用状況を確認し、当該内部監査の結果について取締役会および監査等委員会に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、定款及び「文書保管管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。
- ② 取締役は、前項の情報をいつでも閲覧請求することができます。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項について機動的に意思決定を行います。
- ② 取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜取締役会に報告します。
- ③ 「職務権限規程」等を定め、取締役の職務執行の効率化を図ります。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の業績及び経営状況に影響を及ぼす可能性のある重要事項については、子会社から該当事項について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて当社取締役会の審議対象とします。
- ② 当社は、子会社を含む当社グループ全体の危機管理を統括的に管理します。子会社は、当社の「リスク管理規程」に準拠し、リスクの把握と評価を行うとともにリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行その他必要な事項を実施し、その旨を報告します。
- ③ 子会社においても当社に準じた「職務権限規程」等を整備し、それらの規程に基づいて業務を執行することにより、当社グループ全体の業務の合理化および意思決定の迅速化並びに財務報告の信頼性確保に努めます。
- ④ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築するため、子会社に対しても法令・定款及び社内規程の遵守を徹底します。コンプライアンス関連の研修を実施することで法令等の周知をするとともに、当社の内部通報制度を子会社でも利用できるようにし、コンプライアンス違反が疑われる場合に報告・相談できる体制を確保します。
- ⑤ 当社の内部監査部門が子会社に対して定期的に直接業務監査を行い、体制の整備・運用状況を確認し、当該内部監査の結果について取締役会および監査等委員会に報告します。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。
- ② 原則として監査等委員が補助スタッフに対し直接指揮命令を行うものとします。当該スタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、重大な損害を与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告します。
- ② 当社監査等委員会は、必要に応じて当社グループの業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社グループの取締役及び従業員に求めることができます。
- ③ 当社は、前2項に従い監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないように必要な措置を講ずるものとします。

(8) 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じます。
- ② 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認めます。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、取締役と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。
- ② 監査等委員会は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席し、監査等委員会から依頼された取締役及び従業員は、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について説明を行います。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築します。
- ② 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行います。
- ③ 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。
- ④ 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講じます。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社は、市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対策規程」を定め、当社の役職員に周知徹底します。
- ② 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 原則として月に1回開催の取締役会及び監査等委員会、四半期に1回開催のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人の職務の執行状況、リスク管理状況を確認しております。
- ② 取締役（監査等委員）は、取締役会及び監査等委員会への出席のほか、定期的に取り締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っております。また、一部の監査等委員はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- ③ 内部監査担当は、年間の監査計画に基づき、各部署において法令及び社内規程に従い業務が適切に行われるよう内部監査を実施し、当該内部監査の結果について取締役会及び監査等委員会に報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社ではTSR（株主総利回り）を重視した株主還元を行う方針とし、成長投資と株主還元のバランスを考慮したダイナミックな株主還元を行うことでTSRの安定を図ることを目指します。

B/Sマネジメントからの最適配当政策が適切であると認識しており、安定した経営に必要なキャッシュポジションの観点から還元可否の判断を行います。また、投資局面においては投資を優先する必要があるため、利益ではなく配当原資はFCF（フリーキャッシュフロー）を基準とし、当面はその50%を上限とします。これにより株主還元、成長投資、内部留保による財務基盤の強化のバランスの取れた配分が可能になると考えております。

具体的には、期末ネットキャッシュ（現金及び預金－借入金）とキャッシュポジションの目標水準（広告宣伝費を除く当期販売費及び一般管理費の2年分）を比較し、期末ネットキャッシュが目標水準を上回っている場合には、還元可能と判断します。その上で当期FCFの50%を原資に還元を行いますが、期末ネットキャッシュが目標を下回らない範囲で行うため、FCFの50%が上限となります。また、FCFを原資とするため、還元可能と判断されても当期FCFがマイナスの場合は、株主還元は行いません。当該株主還元方針に従い、2026年7月期においては、1株当たり55円の期末配当を行うことを決定しております。また、昨年度までは還元原資の全てを配当により還元してまいりましたが、2026年7月期は上記配当に加えて残った141百万円の原資をもとに今後自己株式取得による還元も実施する予定となっております。2027年7月期においても、上記方針に従い株主還元を行う予定であります。還元方法としては自己株式取得を主とする方針としております。

剰余金の配当を行う場合は、期末配当が基本方針であります。基準日については期末配当だけでなく毎年1月31日を基準日とする中間配当についても定款に定めております。これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会であります。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

この方針に基づき、当事業年度におきましては、2026年9月14日に1株当たり55円の期末配当を決議しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産           | 6,610,496 | 流 動 負 債       | 1,143,829 |
| 現 金 及 び 預 金       | 5,427,645 | 買 掛 金         | 330,316   |
| 売 掛 金             | 296,626   | 1年内返済予定の長期借入金 | 36,663    |
| 商 品               | 805,765   | 未 払 法 人 税 等   | 311,935   |
| 仕 掛 品             | 867       | そ の 他         | 464,914   |
| 原 材 料             | 13,526    | 固 定 負 債       | 26,684    |
| そ の 他             | 66,064    | 長 期 借 入 金     | 26,684    |
| 固 定 資 産           | 559,590   | 負 債 合 計       | 1,170,513 |
| 有 形 固 定 資 産       | 200,716   |               |           |
| 建 物 (純 額)         | 178,253   |               |           |
| 機 械 及 び 装 置 (純 額) | 3,388     |               |           |
| 建 設 仮 勘 定         | 330       | (純 資 産 の 部)   |           |
| そ の 他 (純 額)       | 18,744    | 株 主 資 本       | 5,999,515 |
| 無 形 固 定 資 産       | 182,553   | 資 本 金         | 100,000   |
| の れ ん             | 150,804   | 資 本 剰 余 金     | 1,175,730 |
| そ の 他             | 31,749    | 利 益 剰 余 金     | 4,723,918 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 176,320   | 自 己 株 式       | △133      |
| 繰 延 税 金 資 産       | 109,447   | 新 株 予 約 権     | 57        |
| そ の 他             | 66,872    | 純 資 産 合 計     | 5,999,573 |
| 資 産 合 計           | 7,170,086 | 負債・純資産合計      | 7,170,086 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年8月1日から  
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           |       | 金 額     |            |
|-------------------------------|-------|---------|------------|
| 売                             | 上     | 高       | 10,346,348 |
| 売                             | 上     | 原 価     | 5,697,695  |
| 売                             | 上     | 総 利 益   | 4,648,653  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       |         | 3,118,135  |
| 営 業 利 益                       |       |         | 1,530,517  |
| 営 業 外 収 益                     |       |         |            |
| 受 取                           | 利 息   | 8,752   |            |
| 配 信                           | 料 収 入 | 19,434  |            |
| そ の 他                         |       | 5,919   | 34,105     |
| 営 業 外 費 用                     |       |         |            |
| 支 払                           | 利 息   | 1,059   |            |
| そ の 他                         |       | 234     | 1,294      |
| 経 常 利 益                       |       |         | 1,563,329  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       |         | 1,563,329  |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税        |       | 506,985 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |       | 20,689  | 527,675    |
| 当 期 純 利 益                     |       |         | 1,035,653  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       |         | 1,035,653  |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年 8 月 1 日から  
2026年 7 月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |      |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|------|-----------|-------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式 | 株主資本合計    |       |           |
| 当期首残高                         | 100,000 | 1,175,730 | 4,042,038 | △133 | 5,317,636 | —     | 5,317,636 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |      |           |       |           |
| 剰余金の配当                        |         |           | △353,774  |      | △353,774  |       | △353,774  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 1,035,653 |      | 1,035,653 |       | 1,035,653 |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |      |           | 57    | 57        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 681,879   | —    | 681,879   | 57    | 681,937   |
| 当期末残高                         | 100,000 | 1,175,730 | 4,723,918 | △133 | 5,999,515 | 57    | 5,999,573 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数及び連結子会社の名称  
連結子会社の数 1 社  
連結子会社の名称 株式会社foufou
  
2. 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
  
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
  
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商 品……………総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
仕 掛 品……………個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
原 材 料……………個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
有 形 固 定 資 産……………定率法  
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建 物 8～15年  
機械及び装置 4～12年

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主な事業

自社サイトを通じた顧客への商品の販売によって、主な収益を得ております。収益は、商品売上高と顧客から受け取る送料及び決済手数料等からなっておりますが、商品売上高がその大半を占めております。

主な履行義務の内容

商品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

収益を認識する通常の時点

当社グループでは、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、決済代行業者を通じて別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

### 1. のれんの評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 150,804千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前キャッシュ・フローを将来の事業計画等に基づき算定し、帳簿価額と比較して減損の要否を判定することとしております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、当該のれんについては、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識いたします。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の見積りキャッシュ・フローが悪化することが見込まれることとなった場合には、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 109,447千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出しております。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 109,583千円
2. 当座貸越契約  
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

|         |            |
|---------|------------|
| 当座貸越極度額 | 500,000 千円 |
| 借入実行残高  | — //       |
| 差引額     | 500,000 千円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 7,370,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日           |
|--------------------|-------|-----------|--------------|----------------|-----------------|
| 2025年9月12日<br>取締役会 | 普通株式  | 353,774千円 | 48円          | 2025年<br>7月31日 | 2025年<br>10月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日           |
|--------------------|-------|-------|-----------|--------------|----------------|-----------------|
| 2026年9月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 405,366千円 | 55円          | 2026年<br>7月31日 | 2026年<br>10月30日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレートプラットフォーム部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきコーポレートプラットフォーム部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当期の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち88.1%が特定の大口決済代行業者に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|       | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------|--------------------|------------|------------|
| 長期借入金 | 63,347             | 63,347     | —          |
| 負債計   | 63,347             | 63,347     | —          |

※ 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2. 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注 1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1 年以内<br>(千円) | 1 年超<br>5 年以内<br>(千円) | 5 年超<br>10 年以内<br>(千円) | 10 年超<br>(千円) |
|--------|---------------|-----------------------|------------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 5,427,645     | —                     | —                      | —             |
| 売掛金    | 296,626       | —                     | —                      | —             |
| 合計     | 5,724,272     | —                     | —                      | —             |

(注 2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1 年以内<br>(千円) | 1 年超<br>2 年以内<br>(千円) | 2 年超<br>3 年以内<br>(千円) | 3 年超<br>4 年以内<br>(千円) | 4 年超<br>5 年以内<br>(千円) | 5 年超<br>(千円) |
|-------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|
| 長期借入金 | 36,663        | 26,684                | —                     | —                     | —                     | —            |
| 合計    | 36,663        | 26,684                | —                     | —                     | —                     | —            |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（千円） |        |      |        |
|-------|--------|--------|------|--------|
|       | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 長期借入金 | —      | 63,347 | —    | 63,347 |
| 負債計   | —      | 63,347 | —    | 63,347 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度    |
|---------------|------------|
| 北欧、暮らしの道具店    | 10,010,249 |
| foufou        | 336,099    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 10,346,348 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度 |         |
|---------------|---------|---------|
|               | 期首残高    | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権 | 298,159 | 296,626 |
| 契約負債          | 19,897  | 558     |

(注) 1. 契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、19,897千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

**1 株当たり情報に関する注記**

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 814円01銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 140円52銭 |

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)             |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産               | 6,519,956 | 流 動 負 債         | 1,116,972 |
| 現 金 及 び 預 金           | 5,420,662 | 買 掛 金           | 314,532   |
| 売 掛 金                 | 294,005   | 1年内返済予定の長期借入金   | 36,663    |
| 商 品                   | 706,282   | 未 払 金           | 249,245   |
| 仕 掛 品                 | 867       | 未 払 費 用         | 34,202    |
| 前 渡 金                 | 1,677     | 預 り 金           | 47,427    |
| 前 払 費 用               | 45,829    | 未 払 法 人 税 等     | 311,865   |
| そ の 他                 | 50,632    | 未 払 消 費 税 等     | 121,972   |
| 固 定 資 産               | 726,238   | そ の 他           | 1,064     |
| 有 形 固 定 資 産           | 200,612   | 固 定 負 債         | 26,684    |
| 建 物 (純 額)             | 178,253   | 長 期 借 入 金       | 26,684    |
| 機 械 及 び 装 置 (純 額)     | 3,305     | 負 債 合 計         | 1,143,656 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額) | 18,723    | (純 資 産 の 部)     |           |
| 建 設 仮 勘 定             | 330       | 株 主 資 本         | 6,102,480 |
| 無 形 固 定 資 産           | 30,701    | 資 本 金           | 100,000   |
| ソ フ ト ウ エ ア           | 25,967    | 資 本 剰 余 金       | 1,175,730 |
| 商 標 権                 | 4,734     | 資 本 準 備 金       | 561,541   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産       | 494,924   | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 614,189   |
| 関 係 会 社 株 式           | 8,000     | 利 益 剰 余 金       | 4,826,883 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金     | 370,000   | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 4,826,883 |
| 敷 金                   | 58,924    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 4,826,883 |
| 長 期 前 払 費 用           | 2,297     | 自 己 株 式         | △133      |
| 繰 延 税 金 資 産           | 50,051    | 新 株 予 約 権       | 57        |
| そ の 他                 | 5,650     | 純 資 産 合 計       | 6,102,538 |
| 資 産 合 計               | 7,246,195 | 負 債・純 資 産 合 計   | 7,246,195 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年 8 月 1 日から  
2026年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                    |  | 金 額     |            |
|------------------------|--|---------|------------|
| 売 上 高                  |  |         | 10,010,249 |
| 売 上 原 価                |  |         | 5,521,550  |
| 売 上 総 利 益              |  |         | 4,488,698  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |  |         | 2,942,849  |
| 営 業 利 益                |  |         | 1,545,848  |
| 営 業 外 収 益              |  |         |            |
| 受 取 利 息                |  | 10,568  |            |
| 配 信 料 収 入              |  | 19,434  |            |
| そ の 他                  |  | 5,600   | 35,603     |
| 営 業 外 費 用              |  |         |            |
| 支 払 利 息                |  | 1,059   |            |
| そ の 他                  |  | 234     | 1,294      |
| 経 常 利 益                |  |         | 1,580,158  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益        |  |         | 1,580,158  |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  | 506,915 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額          |  | △16,846 | 490,069    |
| 当 期 純 利 益              |  |         | 1,090,088  |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から  
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |          |           |
|---------------------------------|---------|-----------|----------|-----------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |           |
|                                 |         | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高                           | 100,000 | 561,541   | 614,189  | 1,175,730 |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |          |           |
| 剰余金の配当                          |         |           |          |           |
| 当期純利益                           |         |           |          |           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |         |           |          |           |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —         | —        | —         |
| 当期末残高                           | 100,000 | 561,541   | 614,189  | 1,175,730 |

|                                 | 株 主 資 本   |           |         |           | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                                 | 利 益 剰 余 金 |           | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |           |           |
|                                 | その他利益剰余金  | 利益剰余金合計   |         |           |           |           |
|                                 | 繰越利益剰余金   |           |         |           |           |           |
| 当期首残高                           | 4,090,569 | 4,090,569 | △133    | 5,366,166 | —         | 5,366,166 |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |         |           |           |           |
| 剰余金の配当                          | △353,774  | △353,774  |         | △353,774  |           | △353,774  |
| 当期純利益                           | 1,090,088 | 1,090,088 |         | 1,090,088 |           | 1,090,088 |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |           |           |         |           | 57        | 57        |
| 事業年度中の変動額合計                     | 736,314   | 736,314   | —       | 736,314   | 57        | 736,372   |
| 当期末残高                           | 4,826,883 | 4,826,883 | △133    | 6,102,480 | 57        | 6,102,538 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

関 係 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切下げの方法）

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産 ……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～15年

機械及び装置 12年

工具、器具及び備品 2～10年

##### 無形固定資産 ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

#### 3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### 主な事業

自社サイトを通じた顧客への商品の販売によって、主な収益を得ております。収益は、商品売上高と顧客から受け取る送料及び決済手数料等からなっておりますが、商品売上高がその大半を占めております。

##### 主な履行義務の内容

商品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

##### 収益を認識する通常の時点

当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、決済代行業者を通じて別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 50,051千円 |
|--------|----------|

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出しております。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産から直接控除した減価償却累計額

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 108,874千円 |
|----------------|-----------|

### 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 32,247千円 |
|--------|----------|

### 3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

|         |            |
|---------|------------|
| 当座貸越極度額 | 500,000 千円 |
| 借入実行残高  | — //       |
| 差引額     | 500,000 千円 |

## 損益計算書に関する注記

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 |          |
| 営業取引による取引高（営業費用）             | 61,412千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高（営業外収益）       | 1,861 // |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |     |
| 普通株式                   | 98株 |

## 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 繰延税金資産      |           |
| 減価償却超過額     | 13,117千円  |
| 一括償却資産償却超過額 | 189 //    |
| 長期前払費用      | 907 //    |
| 資産除去債務      | 4,214 //  |
| 未払事業税       | 33,552 // |
| その他         | 26 //     |
| 繰延税金資産合計    | 52,007千円  |
| 繰延税金負債      |           |
| 保険積立金       | 1,955 //  |
| 繰延税金負債合計    | 1,955 //  |
| 繰延税金資産純額    | 50,051千円  |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 法定実効税率            | 34.1% |
| (調整)              |       |
| 住民税均等割            | 0.1   |
| 賃上げ促進税制による税額控除    | △3.1  |
| その他               | △0.1  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 31.0  |

# 関連当事者との取引に関する注記

## 1. 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称     | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係       | 取引の内容        | 取引金額(千円) | 科目            | 期末残高(千円) |
|-----|------------|----------------|-----------------|--------------|----------|---------------|----------|
| 子会社 | 株式会社 fufou | (所有) 直接 100%   | 資金の貸付<br>経営の管理等 | 資金の貸付<br>(注) | 60,000   | 流動資産<br>その他   | 30,000   |
|     |            |                |                 |              |          | 関係会社<br>長期貸付金 | 370,000  |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の名称               | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係        | 取引の内容           | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------------|-----------------|----------|-----|----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社ソニックガーデン<br>(注)1 | —              | システム開発等<br>役員の兼務 | システム開発等<br>(注)2 | 49,480   | 未払金 | 4,554    |

(注) 1. 株式会社ソニックガーデンは、当社取締役倉貫義人が議決権の過半数を保有する会社であります。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

# 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 827円98銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 147円90銭 |

# 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月18日

株式会社クラシコム  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 長 島 拓 也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 馬 渕 直 樹 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラシコムの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラシコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年9月18日

株式会社クラシコム  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 長 島 拓 也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 馬 渕 直 樹 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラシコムの2025年8月1日から2026年7月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月24日

株式会社クラシコム 監査等委員会

監査等委員 市 川 祐 子 ㊞

監査等委員 寺 田 有美子 ㊞

監査等委員 和 田 洋 一 ㊞

(注) 監査等委員市川祐子、寺田有美子及び和田洋一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上